



平成29年9月7日発信

報道関係者 各位

小菅の護摩堂・講堂・仁王門が長野県宝に指定へ

飯山市小菅区にあります護摩堂・講堂・仁王門につきまして、平成29年9月7日開催の長野県文化財保護審議会において、長野県指定文化財「県宝」に指定するよう県教育委員会に答申されました。

護 摩 堂

護摩堂は、小菅集落の最奥、小菅山別当・大聖院跡の敷地に位置しています。寛延3年（1750）に再興されたと伝えられます。国の重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」の際には神事の出発点と終着点になるなど、重要な役割を果たしています。また、境内西側に高く積まれた丸石積みの石垣は「大聖院石垣」とも呼ばれ、往時の隆盛がうかがえます。

講 堂

講堂は、小菅集落の中央、里社の境内地にあります。元禄10年（1697）、飯山城主松平忠喬が修復したとされます。明治時代には学校として、昭和前期には公会堂として利用されたこともありました。国の重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」では、講堂の前庭が祭場として利用されます。

仁 王 門

仁王門は、小菅集落を東西に貫く「カイド」と呼ばれる参道の途中にあります。場所は集落の入口に位置し、霊場・小菅の領域を画する門として象徴的な建物といえます。

以上3件は、明治初期の廃仏毀釈を経ても江戸時代の構造物などが残されており、神仏習合の姿を示す貴重な建造物といえます。

<担当課>

飯山市 文化振興部 市民学習支援課
（課長）佐藤 千明 （担当者）宮澤 崇士
住 所：飯山市大字飯山1463-1
電 話：0269-67-2030（ふるさと館内）
F a x：0269-67-2030（ふるさと館内）
電子メール：miyazawa.takashi@city.iiyama.nagano.jp



飯山市
プレスリリース

飯山市役所 総務部 企画財政課 情報政策係
住所：飯山市大字飯山1110-1
Tel：0269-62-3111 (内線396 / 394) Fax：0269-62-5990
E-mail：kikaku@city.iiyama.nagano.jp

護 摩 堂

護摩堂は、小菅集落の最奥、小菅山別当・大聖院跡の敷地に位置しています。寛延3年（1750）に再興されたと伝えられます。国の重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」の際には神事の出発点と終着点になるなど、重要な役割を果たしています。また、境内西側に高く積み重ねられた丸石積みの石垣は「大聖院石垣」とも呼ばれ、往時の隆盛がうかがえます。



講 堂

講堂は、小菅集落の中央、里社の境内地にあります。元禄10年（1697）、飯山城主松平忠喬が修復したとされます。明治時代には学校として、昭和前期には公会堂として利用されたこともありました。国の重要無形民俗文化財「小菅の柱松行事」では、講堂の前庭が祭場として利用されます。



仁 王 門

仁王門は、小菅集落を東西に貫く「カイド」と呼ばれる参道の途中にあります。場所は集落の入口に位置し、霊場・小菅の領域を画する門として象徴的な建物といえます。



＜ 参 考 ＞

平成27年に国の重要文化的景観に選定されました「小菅の里及び小菅山の文化的景観」の魅力をもとめた映像（約4分30秒）も参考にご覧ください。

「小菅の里及び小菅山の文化的景観」プロモーション映像 <https://www.youtube.com/watch?v=qp9oskbAa0M>